

令和5年9月25日
定員：45名

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条および酸素欠乏症等防止規則第12条により実施が義務付けられている特別の教育です。

「酸素欠乏等危険作業特別教育」

を開催します。

対象者 酸素欠乏危険場所(このうち硫化水素中毒発生危険場所を含む)に係る業務(臨時的業務も対象)に従事する労働者

受講料 10,000円(非会員)
(1名分) 8,000円(鳥取県労働基準協会会員)
受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和5年9月25日(月)
8時50分から15時30分
研修時間(学科5時間30分)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館
(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込の締切日 令和5年9月14日(木)



お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和5年9月14日(木)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)を超える場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講申込み後は、令和5年9月14日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ③ 特別教育終了後に事業所へは「特別教育等受講者記録」を、受講者には「特別教育修了証」を交付します。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地区の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。
- ⑤ 本特別教育は、建設業においては「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する講習です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Tel 0857-29-1707)へお問合せください。



お問い合わせ先 電話 0857-52-5060 担当 平井

新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。

酸素欠乏等危険作業特別教育 受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しください。

令和5年9月25日 開催

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場

受講者数 (名) 受講料計 (円)

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に (振込み ・ 現金支払) します。
受講料お支払期限は、令和5年9月14日(木)です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和5年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名 称

(業種 :)

(TEL)

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿
(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)